

経 済 建 設 常 任 委 員 会 日 程

令和元年 12月 16日
午前 10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 7 号 八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 8 号 八街市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- (3) 議案第 9 号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、
第 1 表歳入歳出予算補正の内
歳出 4 款衛生費のうち 1 項 5 目から 6 目及び 2 項、
5 款農林水産業費、6 款商工費、7 款土木費、
10 款災害復旧費の内 2 項
第 2 表繰越明許費の内 7 款土木費
第 3 表債務負担行為補正 1 追加の内 (78) から (102)
- (4) 議案第 16 号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、
第 1 表歳入歳出予算補正の内
歳出 5 款農林水産業費
第 2 表繰越明許費補正 1 追加
第 3 表債務負担行為補正 1 追加
- (5) 議案第 12 号 令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- (6) 議案第 13 号 令和元年度八街市水道事業会計補正予算について

経済建設常任委員会会議録

| | | | | |
|------------------------------------------------|-------------------|----------|------------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 令和元年12月16日(月) | | | |
| 招 集 場 所 | 八街市役所 本会議場 | | | |
| 開 閉 会 時 刻 及 び 宣 告 | 開 会 | 午前10時00分 | 委 員 長 | 角 麻 子 |
| | 閉 会 | 午前11時53分 | 副委員長 | 小 澤 孝 延 |
| 委員の氏名 | 氏 名 | 出・欠 | 氏 名 | 出・欠 |
| | 角 麻 子 | 出 | 桜 田 秀 雄 | 出 |
| 及 び | 小 澤 孝 延 | 出 | 山 田 雅 士 | 出 |
| | 林 修 三 | 出 | 小 川 喜 敬 | 出 |
| 出欠の有無 | | | | |
| 委員外議員 | 議長 鈴木 広 美 | 出 | | |
| 委員会に出席した | | | 主 査 須賀澤 勲 | |
| 事務局職員職氏名 | 主 査 嘉瀬 順 子 | | 主査補 吉井 博 貴 | |
| 八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名 | 経済環境部長 黒 崎 淳 一 | | | |
| | 建設部長 江 澤 利 典 | | | |
| | 農政課長 相 川 幸 法 | | | |
| | 商工観光課長 堀 越 和 則 | | | |
| | 環境課長 櫻 井 誠 | | | |
| | クリーン推進課長 土 屋 武 志 | | | |
| | 道路河川課長 中 込 正 美 | | | |
| | 都市計画課長 柿 沼 典 夫 | | | |
| | 都市整備課長 和 田 暢 祥 | | | |
| | 下水道課長 中 村 正 巳 | | | |
| | 水道課長 海 保 直 之 | | | |
| | その他関係職員 | | | |
| 委員会説明者職指名 | 農業委員会事務局長 梅 澤 孝 行 | | | |
| 議 題 | 別紙日程表のとおり | | | |

(開会 午前10時00分)

○角委員長

経済建設常任委員会を開会します。

本日の日程は配付のとおり審査を行います。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に林修三委員、桜田秀雄委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり6件です。

議案第7号、八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題をとします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○中込道路河川課長

それでは、付議案の18ページ、議案の説明資料11ページ、議案第7号、八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

道路構造令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、八街市市道の構造の技術的基準を定める条例は、道路構造令で定める基準を参酌して定めていることから、道路構造令の改正に合わせて所要の改正をするものでございます。

主な改正の内容といたしましては、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに規定するものでございます。

以上で議案第7号、八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○桜田委員

今説明があったように、4月16日ですか、閣議決定によって政令が決められたと。その中でこの前の本会議の中でも、八街にはあんまり具体的には関係のない話という話がありました。これ、例えばある意味では裏返せば残念な話でもあるんですけども、印旛管内の市町村でこれに該当するような市町村というのはあるんですか。それだけの、いわゆる道路幅員の多分4車線とか6車線とか、そういう道路になるんだろうと思うけれども、その辺についてはどうなんですか。

○中込道路河川課長

あるとは思いますが、そこまでは把握しておりません。

○桜田委員

県道八街バイパスがありますよね。こっちは今暫定で2車線、中央公民館から国道409号まで暫定ということになっていますけれども、これは将来的には当然4車線を計画されている

ますけれども、その辺については該当しないと考えていますか。

○中込道路河川課長

当然、自動車、自転車等の交通量の緩和の上で県の方で検討はすると思いますが、交通量的にはあまり該当しないのかなと考えてはおります。

○角委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○林（修）委員

今の話の中では、これは想定ということのものの条例改正ですから、八街の場合はそういうところはない解釈ができるんですけれども、ここの中で、自動車及び自転車の交通量の多い市道とありますよね。これ、自転車の量の多いという具体的にはどのぐらいのことを指しているのか全く見えないんですけれども、わかりますか。

○中込道路河川課長

交通量に関しては定められてはいないんですが、一般的に自動車及び自転車の交通量が多く、安全のためには必要だと判断する場合に設置するということになっております。

○林（修）委員

ということは、これは想定の中の条例改正ですから、八街の場合は恐らく今後ないんだろけれども、考えられることとしては、発生するおそれはありますか。

○中込道路河川課長

現実的には、歩道と車道が分離されている道路で、自転車通行帯はその車道の部分に帯状の通行帯を作るということですが、現在、八街市においては、まずは歩道と車道が分離されており、またその通行帯を設置できるだけの路肩に余裕幅がある場合は県道で考えられますが、現状では今計画はありませんので、今後、歩道等の拡幅をする場合において、通行量が多い場合は検討してまいりたいと考えています。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小澤委員

すみません、1点だけ教えてください。この自転車通行帯は、八街市は該当じゃないということですが、色がついているとか線が引かれたりとか、これが自転車通行帯だよとわかるような標識だとか掲示とかは、本来されるんでしょうか。

○中込道路河川課長

決まりというのは把握していないんですけれども、通常は青い色で表示しているところが他市では多いと思います。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第7号、八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、八街市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○中村下水道課長

議案第8号、八街市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明いたします。

付議案の21ページ、議案説明資料の12ページから15ページをごらん願います。

まず、制定の理由につきましては、令和2年4月1日より、下水道事業に地方公営企業法第2条第2項の財務規定等を適用することとし、現行の官庁会計から企業会計方式への移行により、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、経営資産等の正確な把握、経営の健全性や計画性、透明性の向上を図るため、本条例を制定しようとするものでございます。

内容といたしましては、第1条は、下水道事業の設置の定めであり、市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、八街市下水道事業を設置すると定めるものであります。

第2条は、法の財務規定等の適用の定めであり、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、下水道事業法第2条第2項規定する財務規定等を適用し、企業会計方式を導入すると定めるものであります。

第3条は、経営の基本の定めであり、第1項は下水道事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定め、第2項は下水道事業の規模を規定し、排水区域面積は下水道法の事業計画面積とし、下水道事業の排水人口は当該事業計画区域内の人口とするものであります。

第4条は、重要な資産の取得及び処分の定めであり、予算で定めなければならない下水道事業用の資産の取得及び処分は、予定価格が2千万円以上の不動産もしくは動産の買い入れ、

もしくは譲渡または不動産の信託の受益権の買入もしくは譲渡とすると定めるものであります。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除の定めであり、議会の同意を必要とする職員の賠償責任の免除の範囲は、賠償額10万円以上とするものと定めるものであります。

第6条は、議会の議決を要する負担付寄附の受領等の定めであり、下水道事業の業務に関し、議会の議決を必要とする負担付の寄附または贈与の受領や法令上市の義務に属する損害賠償の額の決定は、それぞれ100万円以上のものとすることを定めるものであります。

第7条は、会計事務の処理の定めであり、市長が行う下水道事業の出納その他の会計事務のうち、受益者負担金等公金の会計課窓口収納や公金の保管に関する事務を、会計管理者に委任することを定めるものであります。

第8条は、業務状況説明書類の作成の定めであり、業務状況説明書類作成に係る定め及びそれらの公表は毎事業年度の4月と10月に行うなどとするほか、これに記載すべき事項について定めるものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項から第5項は、現行の八街市下水道事業特別会計条例の廃止、令和元年度の下水道事業特別会計の決算については従来どおりに行おうとするなど、旧会計条例の廃止に伴い必要となる経過措置を設けるものでございます。

第6項は、この条例の施行に伴い、現行の八街市下水道条例の規定の一部を見直す必要が生じるため、改正をするものでございます。

以上をもちまして、八街市下水道事業の設置等に関する条例の制定についての説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○桜田委員

移行に伴う効果を、これはどのようなことを見込まれているか、お伺いしたいと思います。

○中村下水道課長

公営企業の適用についてでございますが、官庁会計方式というのは、現金の収支を記録するだけでございますので、内容が簡単でわかりやすい反面、資産や負債がどれくらいあるかといった将来の経営状況を見通していく上で、重要な情報がわかりづらいという面がございます。企業会計方式を導入することで、資産や負債の額を正確に把握すること可能となりますので、将来の経営状況を正しく見通すことができるようになると考えております。

なお、法適用にこれを行いませんと、国の交付事業の対象とならないという部分がございます。業務上さまざまな支障が出てまいりますので、交付税措置が受けられる今の段階で、公営企業へ移行するよう準備をしております。

○角委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○林（修）委員

今回のこの条例改正ですけれども、これの説明書によると、国は現下の人口減少等による料金収入の減少、その後は続いているんですけれども、この人口減少等による料金収入の減少ということは、この条例を制定することによって、それを補えると解釈してよろしいんですか。

○中村下水道課長

公営企業法を適用すると、そういったものは補えるというものではございませんが、収入が減っていく中で、公営企業法を適用することによって、現在の資産が、今まで載っていなかった固定資産評価をしたものが予算に表記されることになりまして、その際に長寿命化とか管の構成とかもあろうかと思いますが、そのストックマネジメント計画というものを立てまして、その中で、収入が減った中でどうやって運営をしていくかというものを明らかにできますので、その中でバランスのとれた運営をしていこうというところでございます。

○林（修）委員

少し難しく理解ができないんですけれども、具体的に、例えばこの間後期基本計画の説明の中で、将来八街市の人口の推移が出まして、令和7年度には、6万8千355人を想定しているわけです。そうすると今の人口でいったら約1千人減少することになるんですけれども、そういったときに、この条例制定のところによって、その辺の影響というか効果というか、その辺を具体的にお伺いしたいと思ったんですけど、わかりますか。

○中村下水道課長

下水道事業に関しまして、公営企業法を適用することによって、その効果が得られるかと申されますと、特に効果はないというか、変わらないと思います。

人口減少によって使用料が減少したりする中で、現実的に整備が整っていない部分に関しましては整備をしていかなければなりませんし、時間がたって劣化が進んでいるようなものであれば、維持管理をしていかなければならないという中で、その事業費を明確にした中で、それをどうやってやっていこうかというそのお金の資金繰りとか、そういったものが明確になるというところで、事業を縮小していくとか、計画的に長いスパンで長寿命化を図るとか、そういったことをするために公営企業に移行せよというような内容だと考えております。

○林（修）委員

ということは、今後のために、参考資料としてそれを考え、そして八街の下水道料金が困っていかないような、そういう解決のための資料としたいと、このように受け止めてよろしいですか。

○中村下水道課長

そうですね。経営の内容を明らかにした上で、あらゆることを検討しながらなるべく使用料の値上げをしないように、皆様にそういった料金のまま使用していただけるように、持続可能なもので使用していただけるように努力をしてみたいと思いますが、これから先どういう状況になるかわかりませんので、ここでは値上げはしないということは明言できませんが、なるべくそういった努力をしてみたいと考えております。

○林（修）委員

わかりました。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山田委員

では、議案説明資料の中で、本市下水道事業においても、人口減少などによる下水道使用料の減少で、さらに施設の老朽化が進行しているとありますが、この施設の老朽化というのはどれぐらいのものなのか、教えていただけますでしょうか。

○中村下水道課長

本市の公共下水道事業は、昭和52年度くらいから実施しておりまして、概ね40年以上たっている部分がございます。幹線等の重大口径と申しましょうか、そういった部分には遠心力鉄筋コンクリート管というものが使われているものが多いです。こちらにつきましては耐用年数が50年程度とされております。上流に位置する小さな管と申しましょうか、これに関しましては、近年塩ビ管というものを使っておりますけれども、こちらに関しましては50年以上もつのではないかというふうに言われております。

そういった中で、今、管の調査とかそういったものをこれから、ストックマネジメント計画というもので再度調査をいたしまして、劣化がどれくらい進んでいるのか、管渠を構成しなければならない部分が多いのかというものを調査しながら、計画的に管の構成とかというものをしていかなければならないという状況でございます。

ちなみに、マンホールの鉄蓋、これに関しましては、耐用年数が15年程度とされております。これにつきましては今現在国の補助金をいただきまして、長寿命化計画ということでマンホールの鉄蓋に関しては交換工事を進めているところでございます。

○山田委員

マンホールの蓋などは、市内を見ましても破損したりところ等があったりします。そういった部分でこの施設の老朽化というものに対して、適切な計画を今後行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第8号、八街市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。第1表歳入歳出予算補正の審査の方法は、款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は款ごとに審査をすることに決定しました。

最初に、歳出4款衛生費のうち1項5目から6目及び2項について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いします。

○櫻井環境課長

それでは、補正予算書の29ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費についてご説明いたします。

補正前の額に166万1千円を減額し、1億259万1千円とするものです。

説明欄にてご説明いたします。

一般職人件費87万1千円の減額につきましては、給料、共済費は4月1日付人事異動等による減額補正でございます。また、職員手当は給与改定等による増額補正でございます。

次に、6目公害対策費についてご説明いたします。

補正前の額に20万円を増額し、4千809万7千円とするものです。

説明欄にてご説明いたします。

一般職人件費20万円の増額につきましては、給料、職員手当及び共済費は、給与改定等による増額補正でございます。

次に、八富成田斎場費79万円の減額につきましては、19節負担金補助及び交付金で、八富成田斎場運営費負担金で、前年度との精算による額の確定による減額でございます。

○土屋クリーン推進課長

それでは、補正予算書30ページをごらんください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費についてご説明申し上げます。

補正前の額に96万6千円を増額し、補正後の額を1億755万4千円にしようとするものです。これは、給与改定等に伴い、給料、職員手当、共済費の額をそれぞれ増額補正するものでございます。

以上で4款衛生費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出5款農林水産業費の提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

○梅澤農業委員会事務局長

補正予算書30ページ、31ページをごらんください。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費についてご説明いたします。

補正前の額に8万8千円を増額し、補正後の額を6千477万8千円とするもので、これは、全額一般職人件費で、給料、手当は給与改定による増額補正、共済費は標準報酬月額改定等による減額補正です。

○相川農政課長

次に、2目農業総務費は、補正前の額に215万3千円を増額し、補正後の額を9千293万2千円にしようとするものです。これは、全額一般職人件費で、給与改定等による給料、職員手当及び共済費の増額でございます。

次に、3目農業振興費は、補正前の額に216万2千円を増額し、補正後の額を1億1千733万6千円にしようとするものです。これは、全額経営体育成支援事業費で、国庫事業の融資主体補助型経営体育成支援事業補助金です。本事業は、農業の担い手が経営規模の拡大や複合化等に取り組む際に必要な農業用機械、施設の導入について支援するもので、今回就農もない農家の方から、パイプハウス5棟、省力機械2機について導入の要望があり、増額補正をするものです。

以上で5款農林水産業費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出6款商工費の提案者の説明を求めます。

○堀越商工観光課長

6款商工費についてご説明いたします。

補正予算書の31ページをごらんください。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては、補正前の額に38万6千円を増額し、補正後の額を5千855万6千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

一般職人件費38万6千円を増額につきましては、給与改定等による増額です。

次に、補正予算書の32ページをごらんください。

2目商工業振興費につきましては、補正前の額から191万3千円を減額し、補正後の額を6千536万3千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

落花生まつり事業費191万3千円の減額につきましては、落花生まつりが中止となったことから、その準備に必要な経費を除き、減額しようとするものです。

以上で6款商工費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小澤委員

すみません。1点確認をさせてください。落花生まつりの中止ということで減額ということですが、14節の使用料及び賃借料、この項目については、具体的にどういったものをお借りしなかったのか減額になったのか、教えてください。

○堀越商工観光課長

14節につきましては、ステージ、テント、椅子などの賃借料でございましたが、中止となった場合は、興行中止保険に加入しておりまして、その保険料25万9千200円の支払いがありましたので、それを支払いました。そのほかの賃借料については減額となります。

○小澤委員

ありがとうございます。中止保険を確認したかったので、ありがとうございました。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○林（修）委員

落花生まつりについてですけれども、191万3千円の減額ということですが、実際には当初予算では259万円ほど計上しています。つまり、準備に約68万円かかったということ

なんでしょうけれども、準備というのはチラシとかそんなことでしょうか。

○堀越商工観光課長

準備に要した費用でございますが、ポスター・チラシの作成料、あとのぼり旗、看板等を作製したものでございます。

○林（修）委員

今回、台風によって中止はやむを得ないことだったと考えますが、実際に関わった関係者からはどのような声を聞かれましたでしょうか。

○堀越商工観光課長

今回の中止に際しましては、生産者からもぜひやりたかったというような声もございますが、実際準備もされておったところでございますが、その辺の経費につきましても、今後経費についても補償とそういうような形ができるように、検討しているところでございます。

○林（修）委員

落花生まつりは、私が思うには、八街のいろんな祭りの中のうりの1つだと、大変大きな祭りだと捉えています。日本一の生産を誇る落花生をどんどん全国に発信してほしいということをお私には考えておりますので、それで、今回やむを得ない事情で中止になりました。しかしながら、この1年間ブランクをおくと、その前年度を盛り返すにはかなり労力が要ります。ですから、その辺が大変心配なものですから、ぜひ関係者の方々にもまた協力をいただきながら、来年度盛大なる落花生まつりになるように計画していただきたいし、できれば今回のこの191万3千円、これは落花生まつりに使わなかったからということの補正になっていきますので、この191万円ですか、使ったものとして、来年度そこへプラスで盛り込んでいったらどうかという提案ですけれども、その辺を検討してください。よろしくお願いたします。

○堀越商工観光課長

また、来年度につきましても、関係団体と協議をしながら十分に検討させていただきたいと考えております。

○林（修）委員

じゃあ、ぜひ、堀越課長は、来年は恐らく、言っちゃいけないんだけど、異動はない。来たばかりだからね。異動がないのかなと考えましたが、そういった節に、この落花生まつりについては、ぜひPRして成功裏に終わらせていただきたいということで、先ほどの191万円の金を使わなかった分についても、プラスアルファをしてでも落花生まつりの成功に向けて取り組みたいということをお願いしたいんですよ。

言っちゃ悪いんですけど、商工費は全体の予算の中の最下位ですよ。一番低いですよ。全予算の中での商工費は。ですから、堀越課長さん、頑張っって落花生まつりに向けて、だけじゃないんですけど、それも1つの起爆剤として商工費をもっと予算を増やしていくような予算折衝で頑張っっていただきたい。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出7款土木費の提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いします。

○中込道路河川課長

続きまして、7款土木費、1項土木管理費についてご説明いたします。

1目土木総務費は、補正前の額に50万8千円を増額し、補正後の額を9千98万7千円にしようとするものでございます。

説明欄、一般職人件費50万8千円を増額につきましては、給料、職員手当、共済費で、給与改正等によるものでございます。

続きまして、33ページ、2項道路橋梁費についてご説明いたします。

1目道路橋梁総務費は、補正前の額から58万6千円を減額し、補正後の額を1億5千875万6千円にしようとするものでございます。

一般職人件費88万9千円の減額につきましては、給料は職員の休職による減額、職員手当、共済費は、給与改正による増額補正でございます。

道路橋梁総務費30万3千円を増額につきましては、11節需用費修繕料で、台風15号による道路への倒木の処理作業中に、リースいたしました重機の窓ガラス等が破損したため、その修繕費を急遽支出したことによる不足分を補正するものでございます。

○柿沼都市計画課長

続きまして、4項都市計画費についてご説明いたします。

引き続き補正予算書の33ページをごらんください。

初めに、1目都市計画総務費につきましては、補正前の額から209万3千円を増額し、補正後の額を6億4千744万円にしようとするものでございます。

右側説明欄にてご説明いたします。

初めに、一般職人件費209万3千円を増額につきましては、都市計画課9名及び都市整備課5名分の給与、職員手当、共済費の給与改正等による増額補正です。

○和田都市整備課長

続いて、34ページをごらんください。

2目街路事業費につきましては、補正前の額に23万5千円を増額補正し、補正後の額を4千715万円にしようとするものです。

説明欄をお願いします。一般職人件費23万5千円を増額につきましては、6人分の給料、

職員手当、共済費の給与改正等による増額補正です。

次に、3目公共下水道費につきましては、補正前の額に533万3千円を増額し、補正後の額を2億9千38万3千円にしようとするものです。

説明欄をお願いします。これは、全額下水道事業特別会計繰出金で、下水道事業特別会計におきまして、消費税及び地方消費税を増額することなどによりまして、一般会計からの基準内繰出金を増額しようとするものです。

次に、4目公園費につきましては、補正前の額に1千109万9千円を減額補正し、補正後の額を4千668万5千円にしようとするものです。

説明欄をお願いします。公園施設整備事業費1千109万9千円の減額につきましては、全額15節工事請負費で、けやきの森公園の整備工事費の減額をしようとするものです。これは、三区8号線の拡幅工事と駐車場の整備を予定していたところですが、県道停車場線からの進入路の拡幅工事を含め検討したところ、事業実施にあたりまして、交差点協議など千葉県警交通規制課や印旛土木事務所などの協議に時間を要しておりまして、これにより整備計画を再検討する必要が生じたため、今年度の予算を減額するものでございます。

○柿沼都市計画課長

続きまして、5項住宅費についてご説明いたします。

引き続き補正予算書の35ページをごらんください。

1目住宅管理費につきましては、補正前の額に1千341万4千円を増額し、補正後の額を9千706万8千円にしようとするものでございます。

一般職人件費18万9千円を増額につきましては、4名分の給与、職員手当、共済費の給与改正等による増額補正でございます。

次に、住宅維持管理費1千16万4千円を増額につきましては、11節修繕料で、九十九路団地及び長谷団地への入居者が増えたことにより、入退去に係る修繕費が増加し、修繕料の不足が見込まれることから増額補正しようとするものでございます。

次に、住宅施設事業費306万1千円を増額につきましては、13節委託料で、八街市公営住宅長寿命化等計画の整備計画により、本年度実施予定で予算計上させていただいておりました九十九路団地1-1号棟屋上防水工事及び長谷団地2号棟外壁改修工事の実施設計に要する経費に対して予算計上したものでございます。

以上で7款土木費についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小川委員

今、九十九路団地と長谷団地のご説明をいただきましたけれども、多少一般質問のときに丸山議員からも出ていたとき思うんですけれども、私からは築年数は何年ぐらいたっているか。それで最近地震が多うございます。耐震等はどのようなことになっているか。また消火設備、

3階建てになっておりますので、非常にビル火災のような形になっておりますので、あとには大変心配するところでございます。その辺等の説明をお願いいたします。

○柿沼都市計画課長

九十九路団地に関しましては築41年から44年、長谷団地については31年から35年の築年数が経過しております。

あと、消火設備につきましては、屋内消火栓とございますか、階ごとにそういう設備の方は整えてございます。

○小川委員

それで、耐震の保持等をこれからご検討されているのか、既にできているのか、お聞かせください。

○柿沼都市計画課長

耐震につきましては、九十九路団地、長谷団地とも耐震診断を実施しておりまして、年度の方は資料の方がございませんが、両方とも耐震性は備えてあるというふうに診断されております。

○小川委員

今、何戸あって、それぞれ長谷団地、九十九路団地の入居率等がわかれば教えていただけますか。

○柿沼都市計画課長

九十九路団地につきましては、96部屋ございまして74入居されております。入居率につきましては77パーセント。長谷団地につきましては、120部屋ございまして100入居しておりまして、入居率につきましては83パーセントとなります。

○小川委員

ありがとうございます。居住空間です。快適になるように、ひとつお願いいたしまして、質問は以上です。ありがとうございます。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○桜田委員

34ページの公園関係費ですが、これは国道409号側から一部駐車場化されました。その質疑の中で、建設部長に対して、その残った先は引き続きやるのかということで質問したときに、そのようにいたしますということで、予算もとってあるわけでございますけれども、反対側がありますよね、入り口の反対側。あそこは一応公園になってはいますが、あの辺については入り口をそのままあの幅員でやられるおつもりなんですか。

○和田都市整備課長

お答えいたします。こちらはけやきの森公園の隣接している三区8号線の入り口の箇所ですが、国道409号の箇所については、昨年度もう既に入り口拡幅という形で、工事の

方は実施しました。

その反対側、県道停車場線の方です。銀行側、京葉銀行さんの方の側の道路ですけれども、そちらの方につきましても、入り口も含めまして国道409号の幅員と同じような形でずっと拡幅工事を予定しているところですが、それには入り口の部分、現在のけやきの森公園の入り口の植え込み等の箇所が出っ張っているところもございます。その辺を含めまして、拡幅工事をどのような形で進めていこうかということで、関係部署との協議も進めながら、検討をしているところでございます。

○桜田委員

あその道路は、交通の通行量というのはそんなに多くないわけですよ。主な目的というか、もちろん道路を広げて通行量を、交通障害にならないようにしたいということが基本だろうと思いますけれども、けやきの森公園はさまざまな夏祭りなんかでも利用されますけれども、そういうときを含めた総合的な考え方がないといけないだろうと、私は思うんですよ。今、国道409号側が駐車場になっています。あの方式ですとやっちゃうと、相当の駐車スペースがとれるわけですよ。全部を駐車場にしちゃうと、今度はけやきの森公園の祭りときに、利用するときに、いろんな問題が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどのような計画を練り直そうとしているのか、具体的に今わかりますか。

○和田都市整備課長

現在、けやきの森公園につきましては、その拡幅部分という、道路幅員を拡幅するということで、現在片側のU字溝が設置されているんですけれども、この道路の表流水は片側の側溝だけでは水を拾いきれないだろうということもございまして、両側に側溝を整備しなければならないというようなことも関係部署、道路河川課等とも協議を進めながら。

あと、駐車場の部分につきましては、代替の駐車場ということで、そんなに全面を駐車場にしようというふうには現在のところは考えておりません。十数台が止められるような形で、駐車場の整備ができればということで考えているところでございます。

また、その中で、けやきの森公園というのが防災公園としての一部位置付けもございまして、その駐車場のところで、これも検討段階ですが、災害等があったときに、マンホールのトイレというのも多少設置ができればなということで、検討させていただいているところでございます。

○桜田委員

公園を利用する人のためのスペースとしては、今答弁があったように、そんなに台数が多くなくてもいいだろうと私も思っているんですけれども。そうした駅前にコンビニエンスストアがありますよね。コンビニエンスストアの裏に駐車場スペースがありますけれども、あその公園のところに車を長時間止める人も中にはいますけれども、ああいう一時的に例えば病院なんかで使うように100円くらいのコインパーキングというんですかね、そういう駐車場にして、例えば1時間以内に出ればそのお金が戻るとか、そういう方式の駐車場にはで

きないんですか。

○和田都市整備課長

現在のところ、けやきの森公園につきましては、一応近隣公園という位置付けがございまして、近隣、近くの方、半径500メートル以内の方が徒歩できて利用していただくということで、本来は駐車場の設置は、義務付けはされていないところですがけれども、今まであった駐車場の代替機能的には十数台分ぐらいは必要だろうというふうに検討はしております、その際、有料で駐車場を整備・管理していくということは、現在のところ考えていないところでございます。

○角委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出10款災害復旧費の内2項の提案者の説明を求めます。

○土屋クリーン推進課長

それでは、補正予算書41ページをごらんください。

10款災害復旧費、2項厚生労働施設災害復旧費についてご説明いたします。

補正前の額に580万2千円を増額し、補正後の額を580万2千円にするものです。

説明欄に従いまして説明いたします。

クリーンセンター災害復旧事業費、これは台風15号により被災したクリーンセンターの施設等を復旧するもので、全て15節工事請負費となっております。その内訳は、補助災害復旧工事費462万円、単独災害復旧工事費118万2千円となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第2表繰越明許費の内7款土木費について提案者の説明を求めます。

○柿沼都市計画課長

補正予算書の5ページをごらんください。

第2表繰越明許費についてご説明いたします。

7款土木費、5項住宅費、住宅施設整備事業費2千685万4千円につきましては、八街市公営住宅長寿命化等計画に基づく工事費の、九十九路団地1-1号棟屋上防水工事費641

万3千円、長谷団地2号棟外壁改修工事費1千738万円で、台風15号、19号、21号の大雨の災害対応等により、本年度中に全ての工事を完了することが困難であるため、翌年度に繰り越すものでございます。

また、令和元年度一般会計補正予算（第9号）で計上させていただいており、先ほどご説明いたしました7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、住宅施設整備事業費で、八街市公営住宅長寿命化等計画に基づく九十九路団地1-1号棟屋上防水工事及び長谷団地2号棟外壁改修工事費、2件に伴う市営住宅改修工事実施設計委託料306万1千円で、これにつきましても、年度内の業務発注を計画しておりますが、業務委託期間が本年度中に完了することが困難であるため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上で第2表繰越明許費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表債務負担行為補正1追加の内（78）から（102）について提案者の説明を求めます。

○櫻井環境課長

環境課の債務負担行為について申し上げます。

一般会計補正予算書第3表債務負担行為補正7ページの78番、産業廃棄物不法投棄監視業務でございますが、廃棄物及び残土等不法投棄の未然防止に努めるとともに、不法投棄の撤去と行政指導の円滑化を図るため、年間を通じて業務委託するものです。限度額は158万4千円でございます。

○土屋クリーン推進課長

それでは、クリーン推進課の債務負担行為につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の7ページの79焼却施設及び最終処分場・汚水処理施設用薬品購入から、10ページの101缶類運搬処理資源化業務までの23業務を計上し、その限度額を定めるものであります。

それでは、ご説明をいたします。7ページをごらんください。

初めに、79焼却施設及び最終処分場・汚水処理施設用薬品購入でございますが、これは焼却施設及び最終処分場・汚水処理施設で使用する薬品を購入するもので、限度額は2千160万円でございます。

次に、80クリーンセンター警備業務でございますが、管理棟及び焼却施設に係る警備を委託するもので、限度額は19万2千円でございます。

8 ページをごらんください。

8 1 クリーンセンター消防設備保安業務でございますが、消防法第 17 条に基づき、管理棟及び焼却施設の屋内消火栓等消防用設備の維持点検等を委託するもので、限度額は 49 万 9 千円でございます。

次に、8 2 クリーンセンター自家用電気工作物保安管理業務でございますが、電気事業法第 43 条第 1 項に基づき、主任技術者を選任し受電設備等の維持及び保安管理を委託するもので、限度額は 60 万円でございます。

次に、8 3 焼却施設用ボイラー等保守点検整備業務でございますが、労働安全衛生法第 41 条第 2 項に定められた性能検査を受けるために、排熱ボイラー及び蒸気タービン並びに附帯設備等の点検整備を委託するもので、限度額は 1 億 4 千 9 百 10 万 5 千円でございます。昨年度より増加している要因は、通常点検に加え性能検査に欠かせないボイラー水管の劣化に伴う交換を点検時に実施するためです。

次に、8 4 クリーンセンター電気計装設備保守点検業務でございますが、焼却施設の中央監視盤や灰排出設備等に係る電気計装類の点検を委託するもので、限度額は 69 万 8 千円でございます。

次に、8 5 最終処分場汚水処理施設維持管理業務でございますが、水質及び汚水処理施設の各機器等処理施設の機能維持をするための管理を委託するもので、限度額は 21 万 5 千円でございます。

次に、8 6 一般廃棄物収集業務でございますが、ごみ収集場所に排出される可燃物等の収集を委託するもので、限度額は 1 億 8 千 3 百 22 万 8 千円でございます。

次に、8 7 資源物古紙収集業務でございますが、ごみ収集場所に排出される古紙の収集を委託するので、限度額は 2 千 2 百 04 万 7 千円でございます。

次に、8 8 粗大ごみ収集業務でございますが、粗大ごみの個別回収を委託するもので、限度額は 1 84 万 8 千円でございます。

次に、8 9 蛍光管及び電池収集業務でございますが、ごみ収集場所に排出される蛍光管及び電池の収集を委託するもので、限度額は 37 万 5 千 9 千円でございます。

次に、9 0 硬質プラスチック処理業務でございますが、硬質プラスチックの再資源化を委託するもので、限度額は 69 万 7 千 8 千円でございます。

9 ページをごらんください。

次に、9 1 不燃物瓶処理業務でございますが、瓶の再資源化を委託するもので、限度額は 92 万 1 千 9 千円でございます。

次に、9 2 焼却飛灰等処理業務でございますが、焼却に伴い発生する飛灰・ばいじんの処理を委託するもので、限度額は 2 千 2 百 67 万 1 千円でございます。

次に、9 3 蛍光管及び使用済電池処理業務でございますが、蛍光管及び乾電池等の再資源化を委託するもので、限度額は 37 万 2 千 4 千円でございます。

次に、94焼却灰収集運搬処理業務でございますが、焼却に伴い発生する飛灰の処理を委託するもので、限度額は6千473万2千円でございます。

次に、95容器包装プラスチック類中間処理業務でございますが、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づき、プラスチック製容器包装を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すにあたり、不純物の除去や圧縮こん包の中間処理を委託するもので、限度額は1千607万8千円でございます。

次に、96焼却処理施設保守点検業務でございますが、焼却処理施設の持続的な運営を行うための保守点検及び不良箇所の整備を含むもので、従来は当初予算で計上しておりましたが、今年度より債務負担行為補正として計上いたしました。限度額は5千102万円でございます。

次に、97環境調査業務でございますが、焼却灰やばい煙、汚水処理施設からの放流水などの調査を委託するもので、限度額は645万円でございます。

次に、98処分場内整備用備品等賃借料でございますが、最終処分場で使用する敷鉄板40枚を賃借するもので、限度額は45万円でございます。

次に、99破碎処理業務でございますが、金物・小型家電・硬質プラスチック等再生ごみの破碎・分別を行うもので、限度額は233万1千円でございます。

次に、100小型家電処理業務でございますが、小型家電リサイクル法に基づき、国の認定を受けた事業者に再資源化を委託するもので、限度額は814万円でございます。

10ページをごらんください。

101缶類運搬処理資源化業務でございますが、缶類の再資源化の中間処理を委託するもので、限度額は305万6千円でございます。

○中込道路河川課長

続きまして、102番泉台調整池自家用電気工作物保安管理業務につきましては、期間を令和元年度から令和2年度まで、限度額を18万5千円に設定するものでございます。これは、泉台調整池に設置しております自家用電気工作物について、保安管理業務の継続性を図るため、事前に契約の事務処理を行う必要があることから、債務負担行為の設定をするものでございます。

以上で、第3表債務負担行為補正の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第9号、令和元年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第9号中当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

議案第16号、令和元年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを議題とします。

最初に、第1表歳入歳出予算補正、歳出5款農林水産業費の提案者の説明を求めます。

○相川農政課長

補正予算書の11ページをごらんください。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業振興費についてご説明いたします。

補正前の額に21億6千100万円を増額し、補正後の額を22億7千833万6千円にしようとするものです。これは、全額被災農業施設等復旧支援事業費であり、台風15号等により被害を受けたパイプハウスなどの農業用施設の復旧及び補強に対する補助金で、被害を受けた農家の方の早期の営農再開を支援するものでございます。

施設の復旧に対する補助金につきましては、総事業費を23億円と見込み、補助率は9割です。その内訳は、国10分の3、県10分の4、市10分の2となります。

また、施設の補強に対する補助金は、総事業費を1億3千万円と見込み、補助率は7割です。その内訳は、国10分の3、県10分の2、市10分の2となります。なお、施設の補強に対する市の10分の2の補助は、市独自に上乘せを行うものでございます。

以上で5款農林水産業費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○桜田委員

この前、自治会館でパイプの説明会がありましたけれども、今回は、この対象戸数、これは何件ぐらいを見込まれているのか。お伺いします。

○相川農政課長

お答えします。施設の建て替えや修繕につきましては、約380の方からの要望がございました。また、補強につきましては、約70件の要望がございました。

○桜田委員

現在、あちこちを見て回りますと、壊れたパイプハウスの撤去作業があまり進んでいないな

と、こういうふうに見受けられるんですけども、その辺の状況は今どのようなになっているか、わかりますか。

○相川農政課長

この撤去作業につきましては、J A、全農（全国農業協同組合連合会）の方で、全国から、市長答弁にもあったんですけども、熊本とかそういった全農の関係者が八街市に数多く来ていただきまして、その撤去作業をさせていただいているところでございます。

八街管内に派遣された人数といたしましては、843人の方がJ A関係グループからお見えになっていただいております。

○桜田委員

今回の災害で、多くの農家の方からこの際農業をやめようかと、こういう声もあちこちから聞こえているんですけども、その辺についての状況というのは把握されていますか。

○相川農政課長

今回の被害を受けまして施設がかなりやられております。その中で、確かにその施設の棟数を減らすとか、そういうご意見は伺っております。その減らした中では、施設栽培でなくて路地栽培に移行するとか、そういった経営の改善、転換、そういったご意見はいただいておりますけれども、農業をやめるという方のそういったご意見というのは特に多く聞いているわけではございません。

○桜田委員

日本の食料自給率は毎年下がって、今は37パーセントですか、そこまで落ち込んでおりますけれども、そうした意味で離農農家をなるべくなくしていかなければいけませんけれども、同時に、春先までに、作付が始まるまでにハウスを再建しなければいけないと思うんですが、その辺の見込みについては、先ほどの843名ですか、こういう応援態勢もある中で可能であると思いませんか。

○相川農政課長

現在、早期の営農再開に向けた支援としてこういう補助事業行うんですけども、ただ、今回台風がかなり大規模で千葉県内広範囲にわたって被害があったということで、その作業にあたる方、あと資材、そういったものが確保できるかどうか、そこら辺もはっきりしていないところもございますので、年度内に全ての事業完了は見込めないということで、この後ありますけれども、来年度に向けた繰り越しとして事業の方は進めていきますけれども、市としては早急に再建していただけるよう、今要望受付などを実際行っているところでございます。

○桜田委員

補助要件の中に、例えば原状回復、これが基本だろうと思うんですけども、ハウスの強化策、これを考えていく必要があるのではないかと思うんですね。現在は19ミリのパイプをお使いの方がほとんどだろうと思うんですけども、例えば房総半島の方では25ミリある

いは35ミリのパイプを使う、こういうハウスが主流でございますけれども、そうしたことは可能なのでしょうか、今回の補助要件の中で。

○相川農政課長

今回、再建は原形復旧、その補助事業は災害支援型と補強型ということで、そういった補強する部分についても補助対象となっております。

○角委員長

よろしいですか。

○小澤委員

すみません。1点です。先ほど対象戸数が380ということでありましたが、これは市内で被害を受けた全体の何割程度の戸数というか、どれくらいのボリュームになるのか、わかりましたら教えてください。

○相川農政課長

今回の被害状況を調査した結果、施設と農作物の被害全体で被害調査を行った結果、700件ぐらいの方から被害があったよという報告を受けました。そのうち、施設につきましては、380の方から今回再建に向けた要望がございました。そうすると約半分以上の方が施設復旧の要望しているところでございます。

○小澤委員

そうすると、半数弱の方たちは復旧といいますか、の要望はなく、これから再建にあたっての要望はないということでしょうか。あるけれども、まだ上がっていないとか。

○相川農政課長

その700という数字は、施設はやっていないけれど農作物に被害があったという方も含まれております。なので、施設に関してだけ言いますと、パイプハウスだけで言いますと2千741棟が被害を受けたよという報告がありました。そのうち、2千478棟の再建の要望がありましたので、90パーセントぐらいの方が再建を要望しているということでございます。

○小澤委員

ありがとうございます。こういった被害の支援の情報もそうですが、本当に必要な方へ情報が届いて活用されるということが難しい状況がさまざま散見されますので、ぜひ、復興については丁寧な対応を今後心がけていただければと思いますので、よろしく申し上げます。
以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○林（修）委員

今回の三度による台風に対して、全庁を挙げて本当に時間外勤務を含めて大変なご努力を市職員の方々がされているということで、本当に頭が下がります。ありがとうございます。ま

た、農政課においても、基幹産業の農業を中心とする農政課の対応は大変なことかなど、ご努力に感謝いたします。

ところで、この被害に対する調査ということで、その調査の今話がありましたけれども、実際にこの調査はどのような形で進められていたのか、お伺いします。

○相川農政課長

まず、台風通過後は、職員、農政課職員、農業委員会職員、あと県の改良普及課の職員に応援をいただいて、全域を調査いたしまして、それで全体のどのような被害があったかということ把握いたします。その後、連合会等を通じて各農家さんから個々の被害状況を上げてもらうということで、今回に限ったことではないんですけども、今までの災害についてはそのような形で調査を行っております。

○林（修）委員

実際に今回上ってきている結果については、100パーセント押さえているのか、それともどの程度を押さえていますか。

○相川農政課長

今回の被害状況は、市の方から県に報告する部分で、農家さんから上げていただく以前に報告しているんですけども、その部分で約61億円ぐらいの被害があったということで、県に報告しております。その後、農家さんから個々に調査をした結果、約65億円の被害であったというような形で報告を受けております。

○林（修）委員

今回、このビニールハウスのパイプを中心に要望があるんでしょうけれども、それ以外に農作物の被害とかいろいろ含めて農家の方々に、調査には及ばないようなものもいっぱいあるんじゃないかと思うんですが、その辺はどう押さえていますか。

○相川農政課長

被害調査につきましては、漏れなくできるような形で連合会とか生産者団体、それと農協の出荷団体、そういうところを通じて今回調査をかけておるので、なるべく漏れていないのだろうと思うんですけども、上げてこない方についてはなかなかこちらでも把握できない状況です。

○林（修）委員

なかなか、これは本人が申し出ない限りは把握できませんので、難しい問題はあるかと思えます。ただ、私が心配するのは、この台風によって、先ほども声が出ましたけれど、今後の農家の担い手のことを考えていったときに、かなり課題が起こるのかなと思うんですよ。そうすると、それにかわる農政課を中心とした市の対応としては、被害に遭った人たちにこちらから出向いて調査をする。そして相談に乗る。そういったことで、忙しいからなかなか難しいかもしれません。そこまでいかないと、今度農業に対してもういやと、今八街の農業は高齢化していますので大変課題が多いのではないかと。特にこれはだめ押しのような台

風がこれだけきてしまいましたから、この台風も今後、来年、再来年とまた追い打ちをかけるように発生することが想定されます。そういった中で、今後の農業対策、農業についてどう考えていくかということについて、こちらから歩み寄って声を聞く、そういったことも大事なことなのかなと考えますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○相川農政課長

全ての方を把握するというのはなかなか難しいんですけども、委員さんが言われたようなことも頭に入れながら、今後対応したいと思います。

○林（修）委員

ぜひ、耳を傾けていただいて、できるだけ支援していく方向性を、言っちゃ悪いんですけど、態度で示していくというようなことも必要かと考えます。何しろ、八街の基幹産業は農業でございますから、この農業がさっきの落花生まつりのことも含めて、落花生がだめになったらあるいは農業がどんどん衰退していったらどうなっちゃうんだろうこの八街はということが、その中にありますので、農政課には大変申し訳ないんですけど、その辺のご努力をよろしくお願ひしたいと思います。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○桜田委員

補正額の中で寄附金が入っていますよね。これはふるさと基金の方からですか。それとも特別な寄附金があったということなんでしょうか。

○相川農政課長

こちらは、市外の企業から、被災農業者への復旧支援ということで指定寄附、ふるさと納税ではなく指定寄附で4万円の寄附がございました。

○角委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に第2表繰越明許費補正1追加について、提案者の説明を求めます

○相川農政課長

それでは、第2表繰越明許費補正につきましては、ご説明いたします。

補正予算書4ページをごらんください。

5款農林水産業費、1項農業費、被災農業者施設等復旧支援事業費21億6千100万円につきましては、本年9月9日の台風15号等により被害を受けた農業用のパイプハウス等の再建に係る補助金でございます。

現在、一日も早い再建を目指し、事業を進めているところでございますが、今年の台風はこれまでに経験したことのない暴風雨により、千葉県内の広範囲にわたり被害を受けたことから、資材の調達、作業員の確保など、これらの影響によりまして、年度内に全ての事業完了が見込めないため、あらかじめ繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

以上で繰越明許費補正についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表債務負担行為補正1追加について提案者の説明を求めます。

○相川農政課長

それでは、第3表債務負担行為補正につきまして、ご説明いたします。

補正予算書5ページをごらんください。

債務負担行為補正の追加の内123番につきましては、令和元年9月9日の台風15号等による農業災害に係る利子補給で、期間を令和元年度から令和9年度まで、限度額を融資機関が行う融資に対する年利0.675パーセント以内の利子相当に設定するものでございます。

これは一連の台風による被害を受けた農業者が、千葉県農業災害対策資金を借り入れた場合、貸し付けを行った金融機関に対し利子相当分を助成し、借入者の負担軽減を図るものでございます。利子補給率は県単災害資金の基準金利0.675パーセントに対し、県0.45パーセント、市0.225パーセントを負担し、借入者の負担はゼロとなります。

次に、124番につきましては、令和元年9月9日の台風15号等による農業災害に係る債務保証料補助で、期間を令和元年度から令和9年度まで、限度額を融資機関が行う融資に対する年利0.18パーセント以内の債務保証料相当額に設定するものでございます。

これは一連の台風による被害を受けた農業者が、千葉県農業災害対策資金を借り入れ、その際、農業信用基金協会の債務保証料を利用したとき、貸し付けを行った金融機関に対し債務保証料相当分を助成し、借入者の負担軽減を図るものでございます。補助率は、農業基金協会の保証料0.18パーセントに対し、県0.12パーセント、市0.06パーセントを負担し、借入者の負担はゼロとなります。

以上で、債務負担行為補正についてのご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第16号、令和元年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第16号中当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

質疑中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

執行部の皆様に申し上げます。議案第12号、議案第13号に関係する職員以外は退席して結構です。

(休憩 午前11時30分)

(再開 午前11時38分)

○角委員長

再開します。

休憩前に続き会議を開きます。

議案第12号、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

○中村下水道課長

議案第12号、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをごらん願います。

第1条におきましては、既定の予算から歳入歳出それぞれ512万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5千987万4千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

第2条におきましては、4ページの第2表債務負担行為によるものとしております。

第3条におきましては、5ページの第3表地方債補正によるものとしております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

10ページをごらん願います。

初めに、歳入についてですが、4款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金を、補正前の額から533万3千円増額し、補正後の予算額を2億9千38万3千円にしようとするものでございます。これは、主に平成30年度決算により事業費が確定したことに伴う消費税の付与定額の増額分について、一般会計からの繰入金を増額補正するものでございます。

5款繰越金につきましては、1項繰越金、1目繰越金を補正前の額に49万5千円増額し、補正後の予算額を973万9千円にしようとするものでございます。これは、受益者負担金徴収に係る印刷製本費の増額に伴う前年度からの繰越金の増額補正でございます。

7款市債につきましては、1項市債、1目下水道事業債を、補正前の額から700万円減額し、補正後の予算額を1億4千680万円にしようとするものでございます。これは、公営企業法適用移行に伴う会計システム構築業務の入札差金によるものでございます。

11ページをごらん願います。

次に、歳出についてですが、1款下水道事業費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、補正前の額に464万円増額し、補正後の予算額を8千778万8千円にしようとするものでございます。これは、下水道管理費27節公課費で、消費税及び地方消費税の増額分426万1千円が主なものでございます。

続いて、2項下水道建設費、1目建設総務費につきましては、補正前の額から7千円を減額し、補正後の予算額を2千883万円にしようとするものでございます。これは、一般職人件費の職員手当等の減額によるものでございます。

次に12ページ、2目下水道汚水建設費につきましては、補正前の額に49万5千円を増額し、補正後の予算額を9千971万5千円にしようとするものでございます。これは、受益者負担金徴収費、11節需用費につきまして、公営企業への移行に伴う組織変更により、公共下水道汚水整備に係る受益者負担金の納付書及び納入通知書等の印刷製本費を増額補正するものでございます。

続いて、2款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、消費税及び地方消費税の増額に伴う財源内訳の組み替えを行ったものでございます。

続きまして、4ページをごらん願います。

第2表債務負担行為につきましては、公共下水道施設の維持管理に関するもの3件でございます。施設管理の異常または緊急時の対応につきましては、年間を通して行う必要があることから、令和2年4月1日から業務を開始したいので、令和2年3月中に入札を執行するため、限度額を定め、債務負担行為を追加するものでございます。債務負担行為の期間につきましては、それぞれ令和元年度末から令和2年度でございます。

各事項及び限度額についてご説明いたします。

2下水道汚泥中間処理費は、公共下水道維持管理業務等において発生する下水道汚泥を中間処理業者に処理を委託するもので、限度額は17万4千円でございます。

3 公共下水道維持管理業務は、マンホールポンプ9基等公共下水道施設の清掃及び点検等の維持管理費用でございます。限度額は580万8千円でございます。

4 大池調整池維持管理業務は、調整池の雑草除去や土砂の浚渫等の費用として、限度額594万円とそれぞれ定め、債務負担行為をしようとするものでございます。

続きまして5ページ、第3表地方債補正をごらん願います。

下水道事業公営企業会計適用債につきましては、公営企業法適用移行に伴う会計システム構築業務の入札差金があったため、限度額を70万円減額し、840万円に変更しようとするものでございます。

以上をもちまして令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第12号、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

○角委員長

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、令和元年度八街市水道事業会計補正予算についてを議題とします。この議案は収入、支出について提案者の説明を求めます。

○海保水道課長

それでは、議案第13号、令和元年度八街市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条収益的収入及び支出でございますが、収入第1款水道事業収益につきましては、既決予定額に17万2千円を増額し、12億2千816万1千円としようとするものでございます。

次に、支出第1款水道事業費用につきましては、既決予定額から29万2千円を減額し、1

0億6千192万8千円としようとするものです。

内訳でございますが、5ページの実施計画書をごらんください。

令和元年度八街市水道事業会計補正予算実施計画書の収益的収入及び支出ですが、収入第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計補助金を17万2千円増額するもので、児童手当に係る補助金の収入増によるものです。

次に、支出第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目配水及び給水費を5万3千円増額するもので、人事院勧告による人件費の増額によるものです。

次に、第4目総係費を3万5千円増額するもので、こちらも人事院勧告による人件費の増額によるものです。

次に、第5目減価償却費を38万円減額するもので、平成30年度の有形固定資産が確定したことにより減額するものです。

1ページにお戻りください。

第3条債務負担行為でございますが、債務負担行為をすることがきる事項、期間及び限度額をそれぞれ定めるもので、上水道水質検査業務及び消毒用次亜塩素酸ナトリウム購入につきましては、安心して水道を利用していただくために、上水及び原水の水質検査業務委託並びに原水の消毒に使用する薬品の物品購入を行うものです。

次に、給排水管等修繕業務委託につきましては、緊急の漏水修繕工事が発生した場合、即座に対応してもらうための業務委託です。

次に、漏水調査業務につきましては、地表にあらわれない漏水を早期に発見するための業務委託です。

最後に、児童館建設事業に伴う上水道敷設工事につきましては、児童館の建設にあたり敷設するものでございます。

それぞれの業務は来年4月より実施する必要があることから、今回債務負担行為をお願いするものでございます。

2ページをお開きください。

第4条議会の議決を経なければ流用できない経費でございますが、これは予算第9条中に定めた職員給与費の既決予定額に8万8千円を増額し、7千926万9千円としようとするものです。

第5条他会計からの補助金でございますが、これは予算第10条中に定めた営業対策費、水道広域化対策費及び児童手当に要する経費として、一般会計から補助を受ける金額を17万2千円増額し、1億6千100万3千円としようとするものです。

以上で議案第13号、令和元年度八街市水道事業会計補正予算（第2号）について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第13号、令和元年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

経済建設常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時53分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会経済建設常任委員長

八街市議会経済建設常任委員

八街市議会経済建設常任委員

経済建設常任委員会

令和元年12月20日

経済建設常任委員会会議録

| | | | | |
|------------------------------------------------|---------------------|---------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 令和元年12月20日(金) | | | |
| 招 集 場 所 | 八街市役所 第二会議室 | | | |
| 開 閉 会 時 刻 及 び 宣 告 | 開 会 | 午前9時15分 | 委 員 長 | 角 麻 子 |
| | 閉 会 | 午前9時20分 | 副委員長 | 小 澤 孝 延 |
| 委員の氏名 及 び 出欠の有無 | 氏 名 | 出・欠 | 氏 名 | 出・欠 |
| | 角 麻 子 | 出 | 桜 田 秀 雄 | 出 |
| | 小 澤 孝 延 | 出 | 山 田 雅 士 | 出 |
| | 林 修 三 | 出 | 小 川 喜 敬 | 出 |
| | | | | |
| 委員外議員 | 議長 鈴木 広 美 | 出 | | |
| 委員会に出席した 事務局職員職氏名 | 主 査 須 賀 澤 勲 | | | |
| 八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名 | 都 市 計 画 課 長 柿 沼 典 夫 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 議 題 | 別紙日程表のとおり | | | |

経 済 建 設 常 任 委 員 会 日 程

令和元年12月20日

午前9時15分 第二会議室

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

(1) 発言の訂正について

12月16日経済建設常任委員会付託議案議案第9号7款審査

(開会 午前9時15分)

○角委員長

定足数に達していますので、ただいまから経済建設常任委員会を開会します。

本日の日程は、配付のとおりです。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に、林修三委員、桜田秀雄委員を指名します。

発言の訂正についてを議題とします。柿沼都市計画課長からの発言を求めます。

○柿沼都市計画課長

本日は、経済建設常任委員の皆様におかれましては、12月議会最終日のところ事前にお集まりいただきありがとうございました。

早速ではございますが、12月16日の経済建設常任委員会で、小川委員から「九十九路団地と長谷団地の消火設備の状況について」のご質問があり、答弁を「消火設備につきましては、屋内消火栓といたしますか、各階ごとにそういう設備の方は整えてございます」との答弁をしてしまいましたが、九十九路団地、長谷団地ともに屋内消火栓の設備は整備されてございませんので、「消火設備につきましては、各階ごとに消火器の設置をしてございます」との答弁に訂正させていただきたいと思っております。

大変ご迷惑をかけ申し訳ありませんがよろしくお願いたします。本日は貴重なお時間をいただきありがとうございました。

○角委員長

お諮りします。申し出のとおり、発言を訂正することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

ご異議なしと認めます。よって、発言の訂正をすることに決定しました。

以上で経済建設常任委員会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉会午前9時20分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会経済建設常任委員長

八街市議会経済建設常任委員

八街市議会経済建設常任委員